

平成 31 年 3 月 18 日  
阿南市総務部総務課

## 建設工事等に係る前金払及び中間 前金払制度の改正について

本市では、建設業者等の着工資金を確保または資金調達に係る金利負担を軽減するなど、発注した工事等の円滑、適正な施工を支援するため、平成 31 年 4 月 1 日以降に契約を締結する案件より、次のとおり改正します。

なお、1 及び 3 については、建設工事に係るコンサル業務にも準用します。

### 1 【前金払の対象となる額】

現 行 当初請負金額 5 0 0 万円以上のもの

改正後 当初請負金額 1 0 0 万円以上のもの

### 2 【中間前金払の対象となる額】

現 行 当初請負金額が 1, 0 0 0 万以上のもの

改正後 当初請負金額が 1 0 0 万円以上のもの

### 3 【前金払の限度額】

現 行 上限 2 億円

改正後 上限なし